

八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市立保育園の管理を行う指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 評価会議は、八王子市立保育園の指定管理者候補者に関する次に掲げる事項の評価について意見を聴取する。

- 1 申請書類に関すること。
- 2 候補者の適正性に関すること。
- 3 その他子ども家庭部が必要と認める事項

(構成)

第3条 評価会議は別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 評価会議は、会議を進行し、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を置く。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は子ども家庭部において処理する。

(謝礼)

第6条 評価会議の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

2 謝礼の額は、参加日ごとに5,000円とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年5月1日から施行する。

この要綱は令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選 出 区 分	選 出 理 由
学識経験者	児童福祉に造詣が深い学識経験者の専門性を生かす。
市民を代表する者	子どもが置かれている状況を基に、親(保護者)の立場から意見を述べる。
財務の専門家	事業者の財務・会計業務に精通している。
関係所管部長	子ども家庭部長(担当部長)
関係所管部長	福祉部長(福祉事務所長)
関係所管部長	学校教育部長(保・幼・小連携関連)